

令和 2 年度

定期監査結果報告書
【概要】

第1 監査の対象、実施日等

令和2年6月5日から令和3年3月19日までの期間に次のとおり実施した。

実施日	対 象 部 署		実施内容	実施場所
令和2年 8月21日	税務部	債権管理室、税制課、納税課、課税課	聴 取	市役所本庁舎
	出納室	出納室		〃
	議会事務局	議会事務局		〃
10月 2日	教育委員会	教育総務課、学校教育課、保健給食課、次世代育成課	聴 取	〃
10月 5日		東小学校、津山西中学校、教育相談センター 鶴山塾	現地調査	
10月28日	農林部	ビジネス農林業推進室、農業振興課、農村整備課、森林課	聴 取	市役所本庁舎
	農業委員会	農業委員会事務局		〃
10月30日	農林部	地域商社「株式会社 曲辰」、黒木キャンプ場	現地調査	
11月18日	環境福祉部 (環境部門)	市民窓口課、環境生活課、環境事業課、医療保険課	聴 取	市役所本庁舎
11月20日		一般廃棄物最終処分場、一般廃棄物埋立場浸出水処理施設	現地調査	
令和3年 2月 1日	産業文化部	商業・交通政策課、仕事・移住支援室、みらい産業課、企業立地課、観光振興課	聴 取	市役所本庁舎
2月 3日		歴史まちづくり推進室、文化課	聴 取	〃
2月 5日		城西伝統的建造物群保存地区、城東観光案内所、津山洋学資料館、津山郷土博物館	現地調査	

第2 監査の着眼点

令和元年度及び令和2年度における予算、収入、支出、契約、財産等の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているか、また、事業が効果的に実施されているか等を監査の着眼点とした。

第3 監査の方法等

監査にあたっては津山市監査基準に準拠して、監査資料、関係諸帳簿等の提出を求め、書類の照合確認、現地調査のほか、関係職員の説明を聴取するなどにより実施した。

第4 監査の結果

各監査対象における財務に関する事務については、一部において改善を要する点が見られたので、それぞれ必要な措置を講じるよう要望する。

今後とも行財政改革を推進し、効率的な行政事務の執行に努めるよう望むものである。

1 各課等の監査結果（指摘事項）

○税務部

納税課

- (1) 廃棄済みのパソコン一式が備品台帳に登録されたままになっていた。津山市物品会計規則第24条第2項の規定に基づき適正に管理されたい。また、カメラにラベルなどの標識票の表示がなかった。同規則第29条及び第34条第1項の規定に基づき標識票を表示し、備品台帳との対照点検のうえ保管されたい。

○環境福祉部

市民窓口課

- (1) 収納金現金出納簿では証明手数料を収納した当日に指定金融機関へ払い込んだ旨の記載がされていたが、実際は翌日に払い込まれていた。また、同出納簿は古い様式を使用していた。津山市会計規則第23条の規定に基づいた収納金現金出納簿を使用し、適正な事務処理をされたい。

環境生活課

- (1) 郵便切手受払簿の記入漏れなどにより記載残高と実際の郵便切手等の保有枚数が一致していなかった。郵便切手受払簿は、津山市物品会計規則第24条第2項の規定に基づき常に現品と照合し、保管の状況を明らかにされたい。
- (2) 備品登録した監視カメラ3台（平成30年度取得）など複数の備品にラベルなどの標識票の表示がなかったほか、公害用振動計1台（平成元年度取得）は現物の確認ができなかった。津山市物品会計規則第29条及び第34条第1項の規定に基づき標識票を表示し、備品台帳との対照点検のうえ保管されたい。また、物品が必要でなくなったとき又は使用できなくなったときは同規則第17条の規定に基づき適正な事務処理をされたい。
- (3) 津山市交通安全対策協議会補助金は補助金額の確定及び補助事業者への通知がされていなかった。津山市補助金等交付規則第9条の2の規定に基づき適正な事務処理をされたい。
- (4) 犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料に係る収納金現金出納簿では指定金融機関への払込金額、差引残高等の記載漏れや記載誤りがあった。また、同出納簿は古い様式を使用しており、複数人による確認がされていなかった。津

山市会計規則第23条の規定に基づいた収納金現金出納簿を使用し、適正な事務処理をされたい。

- (5) 狂犬病予防注射済票交付手数料では令和2年3月31日に収納したものを翌日に指定金融機関へ払い込む際、令和元年度会計に歳入すべきものを令和2年度会計に歳入していた。地方自治法施行令第142条第1項第3号の規定に基づき適正な事務処理をされたい。
- (6) 狂犬病予防法関係業務委託に係る犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料を委託先から収納して指定金融機関へ払い込むまでの期間が長いものでは66日を要していた。また、それらの収支が収納金現金出納簿へ記載されていなかった。津山市会計規則第23条及び第24条第1項の規定に基づき、現金を収納したときは収納金現金出納簿により整理し、収納の日又はその翌日に指定金融機関に払い込むよう適正な事務処理をされたい。
- (7) 緊急安全措置実費負担金では、平成30年度現年度分の未収金に係る令和元年度過年度分の調定が令和元年4月1日にされていた。同未収金は、津山市会計規則第38条第1項の規定に基づき令和元年6月1日以降速やかに調定されたい。

環境事業課

- (1) 備品登録した監視カメラ4台（平成26年度取得）にラベルなどの標識票の表示がなかった。津山市物品会計規則第29条及び第34条第1項の規定に基づき標識票を表示し、備品台帳との対照点検のうえ保管されたい。

医療保険課

- (1) 国民健康保険係では異なる歳出科目で購入した郵便切手等を同一の郵便切手受払簿で管理していた。地方自治法施行令第150条第1項第3号では歳入歳出予算の各項を目節に区分するとともに、当該目節の区分に従って歳入歳出予算を執行することと規定されており、それに伴う郵便切手等は歳出科目別に分けて適正に管理されたい。
- (2) 登録備品のうち設置場所が医療保険課となっているカメラ（平成元年度取得）など現物の確認ができない備品が複数あった。また、設置場所が健康増進課となっているワイヤレスアンプ（昭和59年度取得）は故障して使用できない状態であり、健康医療大百科（平成4年度取得）は情報が古く使用に値していないものだった。津山市物品会計規則第34条第1項の規定に基づき備品の現在高をもれなく確認し、当該備品が必要でなくなったとき又は使用できなくなったときは同規則第17条の規定に基づき適正な事務処理をされたい。

○産業文化部

商業・交通政策課

- (1) 市営阿波バス運行業務及び勝北地域巡回バス運行管理業務に係るバス使用料の徴収事務をバス運行委託業者に委託する際に、会計管理者への合議がされていなかった。津山市会計規則第41条第1項の規定に基づき適正な事務処理をされたい。
- (2) 勝北地域巡回バス運行管理業務委託では、日額15,000円の単価契約で予定価格が2,955,000円であるが、委託契約時に財政部長への合議がされていなかった。津山市予算規則第24条第1項第7号の規定に基づき適正な事務処理をされたい。
- (3) 令和2年4月の機構改革に伴い使用しなくなった「産業経済専用津山市長之印」及び「津山市産業経済部長之印」の廃止手続きがされていなかった。津山市公印規則第4条第2項及び津山市物品会計規則第17条第1項の規定に基づき適正な事務処理をされたい。また、機構改革に伴う財務会計システムの物品の異動登録ができていないので早急に整理されたい。
- (4) 普通財産「山下98-2」の土地について、土地台帳の副本が整備されていなかった。津山市公有財産取扱規則第17条第5項の規定に基づき適正な事務処理をされたい。また、当該土地に係る公有財産貸付契約が課長決裁で行われ、併せて本来行政財産に対して交付する使用許可証が交付されていた。公有財産取扱規則第26条の規定に基づき適正な事務処理をされたい。
- (5) 津山市経済振興対策事業ほか複数の事業に係る補助金は、補助金額の確定及び補助事業者への通知がされていなかった。津山市補助金等交付規則第9条の2の規定に基づき適正な事務処理をされたい。

仕事・移住支援室

- (1) 所管する複数の施設に係る備品台帳では、登録備品の設置場所が記載されていないものや古い施設名のままのものがあつた。津山市物品会計規則第24条第2項の規定に基づき常に現品と照合し、保管の状況を明らかにされたい。
- (2) 公有財産台帳の副本が整備されていなかった。津山市公有財産取扱規則第17条第5項の規定に基づき適正な事務処理をされたい。

観光振興課

- (1) 郵便切手受払簿の記入漏れにより記載残高と実際の郵便切手等の保有枚数が一致していなかった。郵便切手受払簿は、津山市物品会計規則第24条第2項の規定に基づき常に現品と照合し、保管の状況を明らかにされたい。
- (2) 廃棄した冷蔵庫(平成15年度取得)及び観光六法(平成元年度取得)が備品台帳に登録されたままになっていた。また、閉園した幼稚園から移設した冷蔵庫につ

いて所管換えの事務処理ができていなかった。津山市物品会計規則第16条第1項及び第24条第2項の規定に基づき適正な事務処理をされたい。

文化課

- (1) 市が事務局をしている外郭団体の会計事務において、現金領収時に市の現金領収書を交付していた。同団体の会計に係る現金領収の際は同団体名の現金領収書を交付するよう改められたい。
- (2) 郷土博物館及び洋学資料館に係る入館料などの収納金では、収納して指定金融機関へ払い込むまでの期間が最長7日を要していた。津山市会計規則第24条第1項の規定に基づき、現金を収納したときは収納の日又はその翌日に指定金融機関に払い込むよう適正な事務処理をされたい。
- (3) 西東三鬼顕彰事業補助金では、令和元年5月13日付けで補助金額72万円を交付決定しているが、令和2年3月31日付けの補助金確定額は48万円であり、補助金の変更申請等の手続きが行われていなかった。津山市補助金等交付規則第7条の2の規定に基づき適正な事務処理をされたい。
- (4) 津山文化センター駐車場の楠の伐採、集積、処分に係る業務委託では、実績報告書に伐採の実施日の記載などがなく、見積時の積算内容も確認できなかった。また、同報告書には受付印の押印がなく、収受票も確認できなかった。実績報告書は業務内容が明確に分かるのものとし、同報告書の提出日が分かるように受付印を押印するとともに収受票を作成し、同委託業務の実績の確認をされたい。

○農林部

ビジネス農林業推進室

- (1) 平成30年7月の機構改革に伴う「あば交流館」の備品の移管では、財務会計システムの物品の異動登録に不備があったため、所管課の備品として登録ができていなかった。津山市物品会計規則第24条第2項の規定に基づき常に現品と照合し、保管の状況を明らかにされたい。

農業振興課

- (1) 登録備品のうちパソコン(平成18年度取得)及び農業研修施設の焼却炉(平成元年度取得)の現物が確認できなかった。津山市物品会計規則第34条第1項の規定に基づき備品の現在高を確認し、当該備品が必要でなくなったとき又は使用でなくなったときは同規則第17条の規定に基づき適正な事務処理をされたい。
- (2) 市が会計事務を行っている津山市農業士協議会では、収入・支出伝票が作成されていなかった。今後は、各伝票を作成して所定の決裁を経たうえで収入・支出をするよう改められたい。

- (3) 佐良山農業研修施設では、出納員又は分任出納員でない職員がコピー代を現金で収納し、指定金融機関へ払い込んでいた。津山市会計規則第14条の規定に基づき出納員又は分任出納員が現金を収納するとともに、同規則第23条の規定に基づき収納金現金出納簿により収納金の整理をされたい。また、同コピー代は農業研修施設使用料へ歳入しているが、歳入科目は雑入とするよう改められたい。
- (4) 公有財産台帳に登録された建物に係る図面が確認できなかった。津山市公有財産取扱規則第16条の規定に基づき適正な事務処理をされたい。

農村整備課

- (1) 市が会計事務を行っている津山市土地改良区連合協議会では、収入伝票が作成されていなかった。また、出納の帳簿は収入が記載されておらず、収支残高の確認は通帳で行われていた。今後は、収入伝票を作成して収支残高の管理ができるよう帳簿を整理されたい。
- (2) 農業用原材料レミファルトに係る受払簿が作成されていなかった。津山市物品会計規則第24条第2項の規定に基づき工事用原材料受払簿を備え、常に現品と照合し、保管の状況を明らかにされたい。
- (3) 黒木第1キャンプ場に係る行政財産目的外使用許可では、財産活用課へ決裁の合議がされていなかった。津山市公有財産取扱規則第8条の規定に基づきあらかじめ同課に協議するよう適正な事務処理をされたい。
- (4) 小規模ため池補強事業借入償還金補助金は補助金額の確定及び補助事業者への通知がされていなかった。津山市補助金等交付規則第9条の2の規定に基づき適正な事務処理をされたい。
- (5) 農道伐採等業務委託及び水路伐採等業務委託では、契約金額が50万円を超えないため契約書を省略しているが、契約書に代える見積書が徴取されていなかった。津山市契約規則第32条第1項の規定に基づき適正な事務処理をされたい。
- (6) 過年度の災害復旧事業における委託業務では、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を随意契約理由としているが、同条項は緊急の必要により競争入札に付することが出来ない場合に適用するもので、過年度に発生した災害に対する復旧事業の随意契約理由としては適切ではない。今後は、津山市随意契約ガイドラインを参考に適切な随意契約理由を示されたい。

森林課

- (1) 平成21年度及び平成22年度に小学校へ設置した木質ペレットストーブ10台は、現在使用されておらず倉庫に保管されたままとなっている。物品が必要でなくなったとき又は使用できなくなったときは津山市物品会計規則第17条の規定に基づき適正な事務処理をされたい。また、木材水分計にはラベルなどの標識

票の表示がなかった。同規則第 29 条及び第 34 条第 1 項の規定に基づき標識票を表示し、備品台帳との対照点検のうえ保管されたい。

- (2) 公有財産台帳に登録された土地に係る図面などが確認できなかった。また、白髪滝キャンプ場の管理棟は解体撤去され、大ヶ山スカイ愛ランドの一部は売却済みとなっているが、公有財産台帳が整理されていなかった。津山市公有財産取扱規則第 16 条及び第 17 条第 5 項の規定に基づき適正な事務処理をされたい。

○農業委員会

農業委員会事務局

- (1) 農業委員会所有の公印「津山市農業委員会印」及び「津山市農業委員会事務局長印」は備品台帳に登録されていなかった。津山市物品会計規則第 24 条第 2 項の規定に基づき適正な事務処理をされたい。
- (2) 農地関係証明手数料では、収納して指定金融機関へ払い込むまでの期間が最長 8 日を要していた。津山市会計規則第 24 条第 1 項の規定に基づき、現金を領収したときは収納の日又はその翌日に指定金融機関に払い込むよう適正な事務処理をされたい。また、収納金現金出納簿は古い様式を使用しており、令和 2 年 4 月 3 日に指定金融機関へ払い込んだ同手数料が誤った払込日で記載されていた。同規則第 23 条の規定に基づいた収納金現金出納簿を使用し、適正な事務処理をされたい。
- (3) 農業委員会の会長交際費について、収入・支出伝票が作成されていなかった。今後は、各伝票を作成して所定の決裁を経たうえで収入・支出をするよう改められたい。

○教育委員会

教育総務課

- (1) 2 円切手 100 枚を平成 30 年 10 月 18 日から 10 月 31 日までの期間学校教育課へ貸し出していたが郵便切手受払簿にその貸出の記載がなかった。また、施設整備係管理の郵便切手受払簿の記載残高と実際の郵便切手の保有枚数が一致していなかった。郵便切手受払簿は、津山市物品会計規則第 24 条第 2 項の規定に基づき常に現品と照合し、保管の状況を明らかにされたい。
- (2) 教育総務課から東小学校へ配付した郵便切手は業務終了後鍵のかかる場所で保管されていなかった。また、同課から津山西中学校へ配付した郵便切手は受入が郵券受払簿に記載されておらず、令和 2 年 3 月 31 日現在の記載残高と郵便切手の保有枚数が一致していなかった。郵便切手は業務終了後に鍵のかかる場所で保管し、かつ、郵券受払簿は津山市物品会計規則第 24 条第 2 項の規定に基づき常に現品と照合し、保管の状況を明らかにされたい。

- (3) 登録備品のうちデジタルカメラ（平成元年度取得）など現物の確認ができない備品が複数あった。津山市物品会計規則第34条第1項の規定に基づき備品の現在高をもれなく確認し、当該備品が必要でなくなったとき又は使用できなくなったときは同規則第17条の規定に基づき適正な事務処理をされたい。また、備品台帳では設置場所が機構改革以前の名称のものがあったので、現状に沿ったものに修正されたい。
- (4) 備品台帳では、東小学校は購入から25年以上を経過した暖房器具8台等、津山西中学校では購入から20年以上を経過した暖房器具17台等の登録があった。津山市物品会計規則第34条第1項の規定に基づき備品の現在高をもれなく確認し、当該備品が必要でなくなったとき又は使用できなくなったときは同規則第17条の規定に基づき適正な事務処理をされたい。
- (5) 久米総合文化運動公園プールにおいて実施する秀実小学校の水泳指導業務委託の実績報告書には受付印の押印がなく、収受票も確認できなかった。実績報告書の提出日が分かるように受付印を押印するとともに収受票を作成し、同委託業務の実績の確認をされたい。
- (6) 学校施設使用料免除申請書、学校施設使用料免除決定通知書及び学校施設使用料還付決定通知書中に記載された適用条項は津山市立学校施設使用条例施行規則の内容と一致していなかった。同規則は平成29年に改正されており改正後の内容に基づいたものに修正されたい。

学校教育課

- (1) 津山市保幼小中人権教育研究協議会補助金は事業費を超えた補助金額が交付されていた。補助金額より事業費が下回った場合には出納閉鎖期日までに精算をされたい。
- (2) 津山市保幼小中人権教育研究協議会補助金及び津山市中学校体育連盟補助金は補助金額の確定及び補助事業者への通知がされていなかった。津山市補助金等交付規則第9条の2の規定に基づき適正な事務処理をされたい。

また、両補助金の申請書及び実績報告書には受付印の押印がなく、収受票も確認できなかった。実績報告書の提出日が分かるように受付印を押印するとともに収受票を作成し、両補助金の実績の確認をされたい。
- (3) 第53回中国中学校水泳競技選手権大会ほか10件の大会出場者激励金の前渡資金の精算に36日から38日を要していた。津山市会計規則第59条第1項第2号の規定に基づき支払完了後5日以内に精算されたい。

次世代育成課

- (1) 津山市青少年育成指導委員連絡会補助金は事業費を超えた補助金額が交付されていた。補助金額より事業費が下回った場合には出納閉鎖期日までに精算をされたい。
- (2) 鶴山塾の備品のうちビデオデッキは標識票の文字が消えているものや、取得から26年を経過しており現物の確認ができないものがあった。また、同施設の移転に伴う備品の異動では備品台帳に実際には移設していない石灯籠が記載されていた。津山市物品会計規則第29条及び第34条第1項の規定に基づき標識票を表示し、備品台帳との対照点検のうえ保管されたい。また、当該備品が必要でなくなったとき又は使用できなくなったときは同規則第17条の規定に基づき適正な事務処理をされたい。

2 監査委員の意見

監査の結果、不適切な事務処理が複数の部署にわたり、また、反復して発生していた。これらは、全部局に共通する基本的な事務であり、これまでの監査においても同様の事例が認められるところである。チェック機能の役割を果たすべき職責にある職員は、同様の不適切な事務処理が発生しないよう業務上のリスクの再評価やチェック体制の構築などリスク管理を徹底されたい。

また、財務事務を統括している部署は、同様の不適切な事務処理が繰り返されている状況について、その部署特有の問題と捉えることなく、組織全体の問題としてその原因を分析し、財務事務に係る現行の管理体制に原因がある場合は、より効率的で適切な事務処理となるよう管理体制の改善に取り組まれない。